

大阪・関西万博 自治体参加催事への共同出展に関する協定書

岸和田市、貝塚市、東かがわ市及び須崎市（以下「4都市」という。）は、2025年日本国際博覧会とともに、地域の未来社会を創造する首長連合（以下「万博首長連合」という。）が主催する、大阪・関西万博（以下「万博」という。）での自治体参加催事「Resolution of LOCAL JAPAN 展～地域が創る日本と地球のいのち輝く未来～」（以下「Resolution of LOCAL JAPAN 展」という。）について、4都市が積極的に連携し、共同出展を進めるため、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、4都市が連携し、それぞれの資源や強みを活かして、万博首長連合の自治体参加催事への共同出展を実現し、相互の地域交流や成長・発展を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 前条の目的を達成するため、次の事項について4都市で連携して取り組むものとする。

- Resolution of LOCAL JAPAN 展への共同出展に関すること
- その他、本協定の目的を達成するために必要なこと

（取組方法）

第3条 4都市は、前条に定める事項に関わる取組を効果的に実施するため、継続的な意見交換を行い、具体的な事業の実施にあたっては、都度必要な協議を行う。

2 4都市は、本協定の目的を達成するため、前条に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。

（費用負担）

第4条 本協定に基づく4都市の取組に要する共用費用の負担割合は、4等分とする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年10月13日までとする。

（変更）

第6条 4都市のいずれかが本協定の内容の変更を申し出た場合は、その都度協議のうえ書面をもって変更を行うものとする。

（秘密保持）

第7条 4都市は、本協定を通じて知り得た相手方の秘密を本協定の目的以外に使用し、又は第三者に開示し、漏洩してはならない。

（疑義の決定）

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義等が生じた場合は、4都市で協議のうえ決定する。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、それぞれが署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年7月26日

大阪府岸和田市岸城町7番1号
岸和田市

岸和田市長 _____ 自署
(総合政策部企画課扱い)

大阪府貝塚市島中1丁目17番1号
貝塚市

貝塚市長 _____ 自署
(総合政策部魅力づくり推進課扱い)

香川県東かがわ市湊1847番地1
東かがわ市

東かがわ市長 _____ 自署
(総務部戦略情報課扱い)

高知県須崎市山手町1番7号
須崎市

須崎市長 _____ 自署
(文化スポーツ・観光課扱い)

以下余白